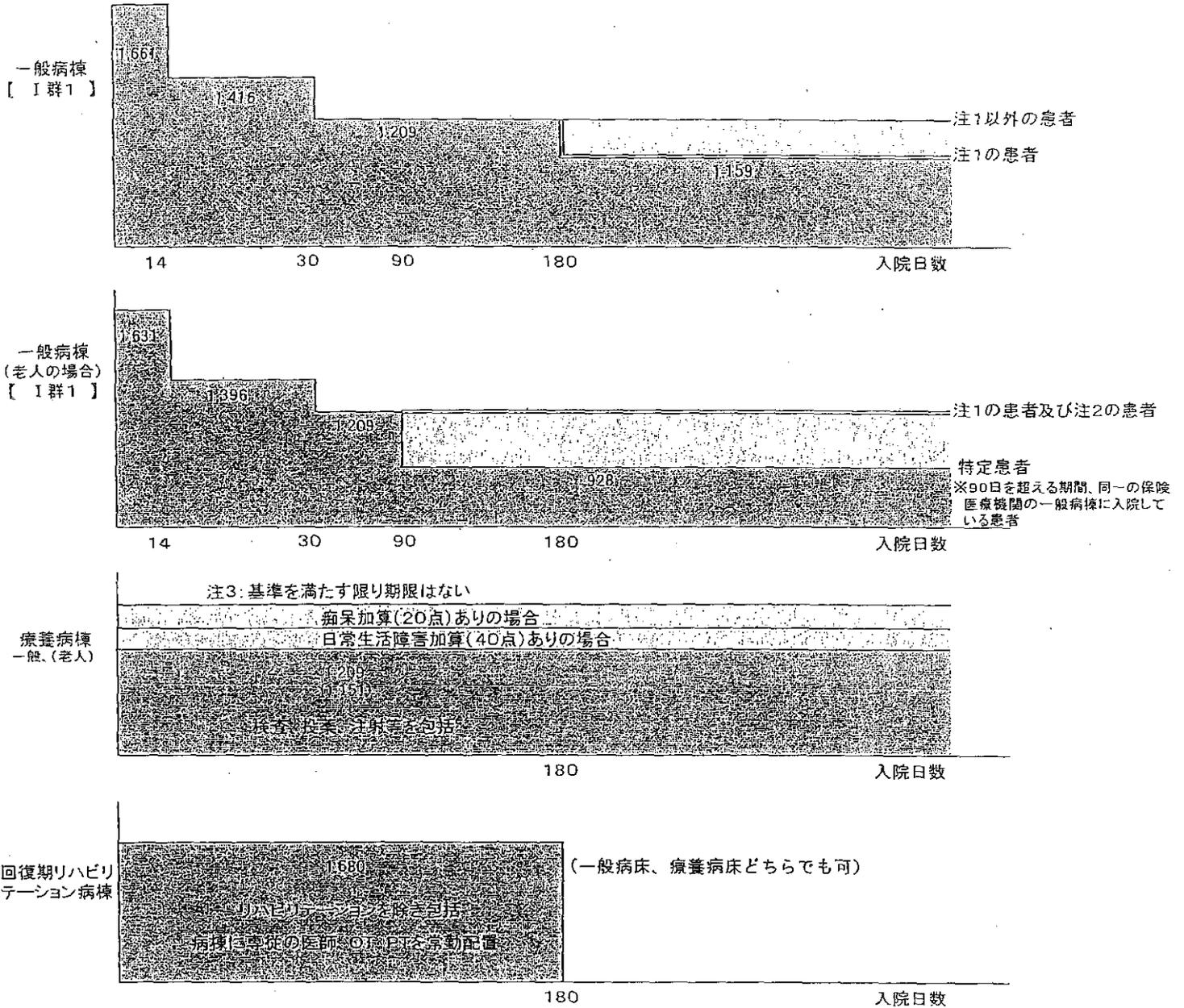


病院から見た入院期間に応じた入院基本料等の評価のイメージ



※上記の図はあくまでも病院側が患者に請求できる点数を図にしたものなので患者負担分も含んだものになっています。

注1) 別に厚生労働大臣が定める状態にある患者

- ① 難病患者等入院診療加算を算定する患者
- ② 重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- ③ 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
- ④ 悪性新生物に対する治療(重篤な副作用の恐れがあるもの等に限る。)を実施している状態にある患者等の状態にある患者(特定患者と180日超入院と異なる)

注2) 別に厚生労働大臣が定める者

- ① 動脈的動脈圧測定を実施している状態
- ② 老人理学療法(I)に規定する理学療法等のうち個別療法を実施している状態
- ③ ドレーン法若しくは胸腔又は腹腔の洗浄を実施している状態
- ④ 頻回に喀痰吸引を実施している状態 ⑤ 人工呼吸器を使用している状態
- ⑥ 人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態
- ⑦ 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態

注3) 日常生活障害加算及び痴呆加算の要件

- ・日常生活障害加算の要件
- 「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)の判定基準」の活用について(平成3年11月18日老健第102-2号)におけるランクB以上に該当すること。ただし、経管栄養を実施しており、かつ、留置カテーテル設置又は常時おむつを着用しているものを除く。
- ・痴呆加算の要件
- 「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年10月26日老健第135号)におけるランクII以上に該当すること。ただし、重度の意識障害のある者(JCS (Japan Coma Scale)でII-3 (又は30)以上または(GCS (Glasgow Coma Scale)で8点以下の状態にある者)を除く。

国が開設する病院に係る関係法令

●医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）

（法の適用に関する特例）

第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第七条第一項	開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。	主務大臣は、病院については、厚生労働大臣の承認を受け、診療所又は助産所については、あらかじめその旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。
--------	--	---

※上記政令により読み替えられ、国の開設する病院に対して適用されるのは以下のとおり。

●医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十三条、第十五条、第十八条、第三十四条及び第三十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。 主務大臣は、病院については、厚生労働大臣の承認を受け、診療所又は助産所については、あらかじめその旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

一～三（略）

四 療養病床（病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）

五 一般病床（病院の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。）

●医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
（平成十三年政令第十七号）

（医療法等の一部を改正する法律附則の規定の適用に係る経過措置）

第二条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関する改正法附則第二条から第四条までの規定の適用については、改正法附則第二条第一項中「許可」とあるのは「承認」と、「届け出なければ」とあるのは「通知しなければ」と、同条第二項中「届出」とあるのは「通知」と、同条第三項及び第五項から第七項までの規定中「届出」とあるのは「通知」と、「許可」とあるのは「承認」と、改正法附則第三条及び第四条中「許可」とあるのは「承認」とする。

2（略）

※上記政令により読み替えられ、国が開設する病院に対して適用される関係条文は以下のとおり。

●医療法等の一部を改正する法律（平成一二年法律第一四一号）（抄）

（病床の種別の変更に係る経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第七条第一項の許~~可~~承認を受けて病院を開設している者（同条第二項に規定するその他の病床（以下「旧その他の病床」という。）を有する病院を開設している者に限る。）は、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院の旧その他の病床について、第一条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第七条第二項第四号又は第五号に規定する病床の種別ごとの病床数その他の厚生労働省令で定める事項を届~~出~~出~~す~~通知しなければならない。

2～4（略）

5 第一項の届~~出~~出~~す~~通知をした者は、当該届出に係る事項について新医療法第七条第二項の許~~可~~承認を受けたものとみなす。

6 第一項に規定する者（旧その他の病床のみを有する病院を開設している者に限る。）が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届~~出~~出~~す~~通知をしなかったときは、当該者に係る新医療法第七条第一項の許~~可~~承認は取り消されたものとみなす。

7（略）

病床区分の届出について

厚生労働省医政局総務課

平成13年3月1日から施行された第4次医療法改正により、それまで「精神病床」「感染症病床」「結核病床」「旧その他の病床（療養型病床群を含む。以下同じ。）」の4区分であったのが、「精神病床」「感染症病床」「結核病床」「一般病床」「療養病床」の5区分となったところ。

それに伴い、施行時に「旧その他の病床」を有している全ての病院の開設者は、法律施行の日から2年6ヶ月以内（注：平成15年8月31日が日曜のため、9月1日まで）に個々の「旧その他の病床」を「療養病床」または「一般病床」のいずれかに移行するの届出をしなければならぬこととなっている。

なお、届出に際しての留意事項は以下のとおり。

1. 届出期限までに届出がなされなかった場合

「旧その他の病床」を有する病院が期限までに届出をしなかった場合は、法律に基づき、当該部分に係る、医療法に基づく病院開設の許可は取り消されたものとみなされる。

そのため、必ず期限までに届出を行う必要がある。

2. 人員配置標準や構造設備基準を満たしていない場合の取扱い

「一般病床」「療養病床」それぞれの人員配置標準、構造設備基準は別紙1のとおりであるが、基準（標準）を満たしていない場合であっても届出は受理されるので、期限までに届出する必要がある。事後的に人員配置標準、構造設備基準を満たすよう指導を受けることとなる。

3. 届出後の病床区分の変更について

病床区分の届出を行った後においても、所在地の都道府県知事の病床区分変更の許可を受けた場合には、病床区分の変更を行うことは可能である。

(参考)

1. 医療計画の見直しについて

医療計画における基準病床数については、病床区分の定着までの間は、一般病床・療養病床全体として算定することとされ、また、病床区分の定着後には、それぞれの病床種別に応じ算定した数の合計数とされていること。

2. 「一般病床」「療養病床」それぞれの診療報酬上の取扱い

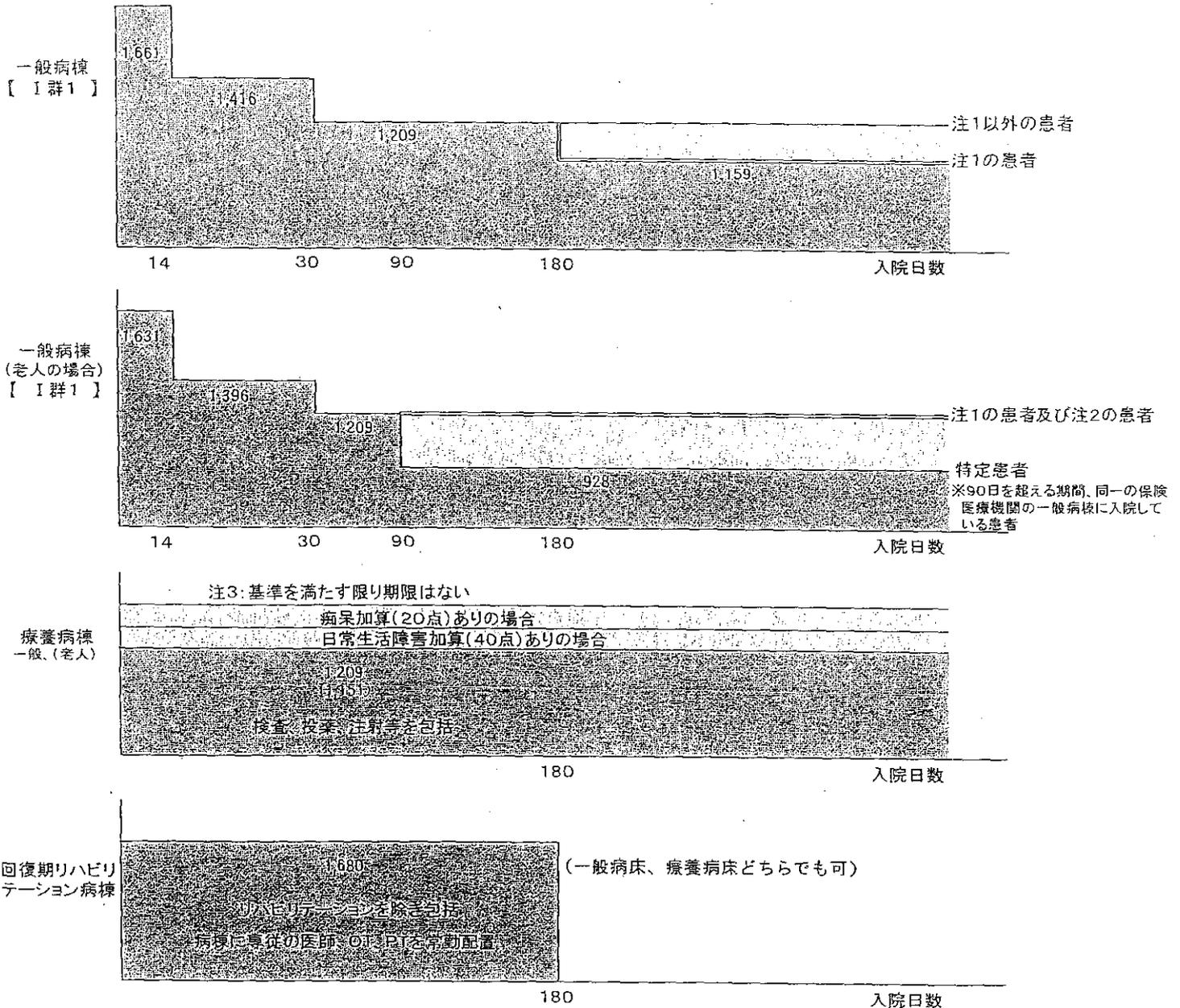
概要は別紙2のとおり。

「一般病床」及び「療養病床」の基準

	一 般 病 床	療 養 病 床
定 義	精神病床、結核病床、感染症病床、療養病床以外の病床	主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
人 員 配 置 基 準	医師 16 : 1 看護職員 3 : 1 薬剤師 70 : 1	医師 48 : 1 看護職員 6 : 1 看護補助者 6 : 1 薬剤師 150 : 1
経 過 措 置	看護職員 4 : 1 平成18年2月28日まで (へき地の病院又は従来の「その他の病床」が200床未満の病院に限る。)	
病 床 面 積	6.4 m ² /床以上 既設 : 4.3 m ² /床以上	6.4 m ² /床以上
廊 下 幅	1.8m 以上 (両側居室 2.1m) 既設 : 1.2m 以上 (両側居室 1.6m)	1.8m 以上 (両側居室 2.7m) 既設 : 1.2m 以上 (両側居室 1.6m)
構 造 設 備 基 準 (必 置 施 設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各科専門の診察室 ・ 手術室 ・ 処置室 ・ 臨床検査施設 (外部委託の場合は一部緩和) ・ エックス線装置 ・ 調剤所 ・ 給食施設 (外部委託の場合は一部緩和) ・ 消毒施設 (外部委託の場合は一部緩和) ・ 洗濯施設 (外部委託の場合は一部緩和) 等	一般病床において必要な施設のほか、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練室 ・ 談話室 ・ 食堂 ・ 浴室

病院から見た入院期間に応じた入院基本料等の評価のイメージ

(別紙2)



※上記の図はあくまでも病院側が患者に請求できる点数を図にしたものなので患者負担分も含んだものになっています。

注1) 別に厚生労働大臣が定める状態にある患者

- ①難病患者等入院診療加算を算定する患者
- ②重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- ③重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
- ④悪性新生物に対する治療(重篤な副作用の恐れがあるもの等に限る。)を実施している状態にある患者等の状態にある患者(特定患者と180日超入院とで異なる)

注2) 別に厚生労働大臣が定める者

- ①観血的動脈圧測定を実施している状態
- ②老人理学療法(1)に規定する理学療法等のうち個別療法を実施している状態
- ③ドレーン法若しくは胸腔又は腹腔の洗浄を実施している状態
- ④頻回に喀痰吸引を実施している状態
- ⑤人工呼吸器を使用している状態
- ⑥人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態
- ⑦全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態

注3) 日常生活障害加算及び痴呆加算の要件

- ・日常生活障害加算の要件
- 「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)の判定基準」の活用について(平成3年11月18日老健第102-2号)におけるランクB以上に該当すること。ただし、経管栄養を実施しており、かつ、留置カテーテル設置又は常時おむつを着用しているものを除く。
- ・痴呆加算の要件
- 「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年10月26日老健第135号)におけるランクB以上に該当すること。ただし、重度の意識障害のある者(JCS(Japan Coma Scale)でⅡ-3(又は30)以上または(GCS